

令和8年1月23日  
練馬区都市農業担当部都市農業課

## ねりまの農業改訂版・収穫体験統合冊子作成業務委託にかかるプロポーザル募集要領

### 1 目的

本要領は、「ねりまの農業改訂版・収穫体験統合冊子作成業務委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務概要

#### (1) 件 名

ねりまの農業改訂版・収穫体験統合冊子作成業務委託

#### (2) 履行期間

契約確定日の翌日から令和9年3月31日まで

#### (3) 履行場所

練馬区役所および練馬区が指定する場所

#### (4) 業務内容

仕様書（資料1）のとおり

#### (5) 概算経費

15,000,000円（税込）

※ 概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

### 3 参加資格

つぎの条件をすべて満たすこと。なお、業務の受託実績については、本件を担当する部署だけでなく、法人全体で考えてよいものとする。

- (1) 官公庁または農業関連団体において、冊子などの広報物の制作業務を行った実績、またはこれに類似する業務の実績を有していること。
- (2) 提案書提出時において、練馬区での競争入札参加資格を有していること。
- (3) 法人格を有すること。

### 4 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。

- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」(平成22年8月2日22練総経第335号)による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人事業税(特別法人事業税を含む)、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。)にある者。

## 5 選定方法

### 5-1 日程(予定)

項目	日程
募集要領等の公表	令和8年1月23日(金)
・参加申込書および質問提出締切	令和8年2月6日(金)
・質問回答	令和8年2月13日(金)
・提案書類提出締切	令和8年2月27日(金)
第一次審査 結果通知	令和8年3月19日(木) ※ 予定
第二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	令和8年3月27日(金) ※ 予定
第二次審査 結果通知	令和8年3月下旬

### 5-2 参加申込書等提出

本件プロポーザルに参加を希望する者は、必要書類を以下のとおり提出すること。

#### (1) 提出期限

令和8年2月6日(金)午後5時まで

#### (2) 提出方法

持参、電子メール、郵送(期限内に必着)

※ 持参する場合は、土曜・日曜・祝日を除く午前9時から午後5時まで

(3) 提出書類

提出書類	部数
参加申込書「様式1」	
安全管理体制確認書（委託事業者等用）「様式2」	
法人の資格に関する書類	
ア 法人の登記事項証明書 (発行後3か月以内の履歴事項証明書)	
イ 法人等の経歴書 (会社案内等 ※ 従業員数等の会社概要の分かるもの)	各1部
ウ 直近の決算に係る財務諸表 (貸借対照表および損益計算書)	
エ 東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格受付票の写し (裏面印鑑証明部分も含む)	
オ 法人事業税、法人税、消費税の納税証明書	

(4) その他

参加申込書提出後に辞退する場合は、令和8年2月27日（金）までに辞退届「様式3」を提出すること。

### 5-3 質問回答

募集に関する質問は質問票「様式4」に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

(1) 質問締切

令和8年2月6日（金）午後5時まで

※ 締切を過ぎた質問は受け付けない。

(2) 質問方法

電子メール

※ 件名は、「ねりまの農業改訂版・収穫体験統合冊子作成業務委託 質問」とし、本文に「事業者名、担当者名、連絡先」を記載すること。

(3) 担当部署

練馬区都市農業担当部都市農業課農業振興係

【担当】天野・加藤・丹羽

- 電話：03（5984）1403
- FAX：03（3993）1451
- E-mail：[TOSINOU@city.nerima.tokyo.jp](mailto:TOSINOU@city.nerima.tokyo.jp)

#### (4) 回答方法

令和8年2月13日(金)に、質問締切までに区に送付されたすべての質問への回答を、参加申込書を提出した全ての者に対して、電子メールで送付する。回答に際し、各質問における質問者の名称等は伏せる。

### 5-4 提案書等の提出

下記の「6 提出書類作成要領」に従って提案書等を作成し、以下のとおり提出すること。なお、提出後の提案書等の差し替えおよび再提出は認めない。

#### (1) 提出期限

令和8年2月27日(金)午後5時まで

#### (2) 受付時間

土曜・日曜・祝日を除く午前9時から午後5時まで

#### (3) 提出方法

事前に連絡のうえ、提出場所に持参すること。

#### (4) 提出場所

練馬区役所本庁舎9階 都市農業担当部 都市農業課 農業振興係

#### (5) 提出書類

つぎの書類を提出すること。

提出書類	紙	電子	備考
企画提案書			—
見積書および見積内訳書	正本1部 副本9部	PDF	総額および内訳を記載
類似案件の受託実績（様式5）			—
業務責任者の業務実績（様式6）			—
他要員の業務実績（様式7）			—
類似案件の成果物サンプル	6部		代表的な成果物 1～3件

※ 「類似案件の成果物サンプル」以外の紙は、提出書類一式をA4判ファイルに綴じ、インデックスを付して提出すること。なお、ファイルの表紙、背表紙には「提出者名」を記載すること。

※ 電子はUSBメモリーに格納し、1個提出すること。

- ✓ フォルダ構成：提出書類ごとにフォルダを作成。
- ✓ ファイル名：提出者名\_書類名.pdf とする。

## 6 提出書類作成要領

### (1) 提案書様式

- 日本語（名称や一般的に使用する外国単語を除く。）で記載し、フッターにページ番号を付与すること（表紙および目次にはページ不要）。
- 提案書の書式は、A4判縦とし、本文は横書きで作成し、両面印刷、左綴じとする。ただし、大きな図表等、本様式によることが困難なものについては、A4判横またはA3判とする。A3判は、A4判の大きさに折り込むこと。
- 文字サイズは12ポイント程度とすること。
- 文字等の色は問わない。なお、モノクロを使用する場合は、図表が鮮明になるよう見やすさに配慮すること。

### (2) 留意事項

- 専門知識を有しない者でも評価が行えるよう、平易に分かりやすく記載すること。また、必要に応じて用語解説等を補記すること。
- 適宜、図表やイラスト等を使い、分かりやすい表現とすること。
- 補足資料を添付する場合は、資料番号順に綴じること。

### (3) 提案書項目

- 提案書は、提案書項目（資料2）に従った構成とすること。
- 各項目の表題・目次の見出しについても同じ表記とすること。
- 作成にあたっては資料1「仕様書」を参照すること。

※ 提案内容は、本プロポーザルの見積り内で受託した場合に実施可能な内容とすること。

### (4) 見積書および見積内訳書（様式自由）

様式は問わない。

### (5) 類似案件の受託実績

「様式5」を使用し、類似案件の受託実績を記載すること。

なお、契約金額については、公表できない場合を除き可能な限り掲載すること。

### (6) 業務責任者の業務実績

「様式6」を使用し、業務責任者の業務実績等を記載すること。

### (7) 他要員の業務実績

「様式7」を使用し、業務責任者以外の要員の業務実績等を記載すること。

## 7 一次審査

参加資格を満たす者について、選考書類および提出物に基づき審査を行う。合計点の高い順に3者程度を一次審査通過とする。なお、参加資格の条件を満たさない者および欠格条項に該当する者については、審査を行わず失格とする。

審査結果は令和8年3月19日(木)までに書面により通知する。

## 8 二次審査

一次審査を通過した者について、企画提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、事務局の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、二次審査の評価が最も高い者を受託候補者とする。

### (1) 審査実施日（予定）

令和8年3月27日（金）

※ 日時は一次審査を通過した者へ個別に通知する。

### (2) 選考時間

1者あたり40分程度（プレゼンテーション25分、ヒアリング15分程度）

### (3) 説明者等

説明および質疑応答は業務責任者が行うこととし、参加者は説明する者を含めて3名以内とする。

### (4) 説明内容・説明方法

- 提案書の内容のプレゼンテーションを行うこと。
- プrezentation時に新たな資料を配布することは不可とする。
- スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブルは事務局が用意する

※ 上記以外の機器が必要な場合は、提案者自らが用意すること。

### (5) 結果通知

審査結果は、令和8年3月下旬に通知する。

## 9 評価項目

評価項目（資料3）のとおり。

## 10 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託候補者として選定することができる。

## 11 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（資料4）に基づき取扱うものとする。

## 12 その他事項

### (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。

- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

### 13 問合せ先・担当

部 署：練馬区 都市農業担当部 都市農業課 農業振興係  
担 当：天野・加藤・丹羽  
住 所：〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所本庁舎 9階  
電 話：03（5984）1403  
F A X：03（3993）1451  
E-mail：TOSINOU@city.nerima.tokyo.jp